未払い賃金を生じさせないために必須の給与計算実務のポイント

給与計算に必須の時間外労働の集計、割増賃金の考え方と計算実務

2019年４月からスタートの働き方改革で厳格に求められる時間外労働の集計と割増賃金の計算方法を、実習・事例をまじえて再確認！

開催日時　東京 2019年6月7日(金)　大阪 2019年6月11日(火)
いずれも10:00～17:00

対象：給与計算実務ご担当者、総務・人事部ご担当者～幹部

労働時間の管理については、2019年４月からの働き方改革を通して厳格に求められることとなりますが、労働基準監督署の調査では毎月行う給与計算の賃金台帳等の資料を根拠に是正勧告や指導の対象となる場合があります。給与計算業務はその性質上誤りがあってはならないものですので、労働時間・時間外労働・休日労働や勤怠の集計、割増単価、日割計算、欠勤・遅刻控除の計算などにおいて思わぬ誤りが生じないよう、改めて確認が必要です。本セミナーでは、法律が求める内容を正しく理解していただきながら、給与計算の誤りから未払い賃金を生じさせないために必須の確認ポイントとその確認方法を事例をまじえてわかりやすく解説いたします。（詳しくは裏面をご覧ください）

講　師

社会保険労務士法人名南経営
特定社会保険労務士
小浜 ますみ氏

大学卒業後、百貨店勤務ののち、舟木経営労務事務所等の勤務を経て現職。社会保険の手続、就業規則等の規程作成・整備を手掛けながら、複雑多岐に亘る労務相談業務と労働諸法令のアドバイスを行い、日々顧問先企業の人事・労務のサポートをしている。豊富な実務経験を活かし、各自治体、商工会議所等での労務セミナー講師としても活躍中。そのわかりやすい講義は人気が高く、リピーターが多い講師。

[主　著]
「管理職・職場リーダーのための人事・労務Q＆A」（共著　中央経済社）「年金制度改正のポイント」（共著　新日本法規出版）「出向・転籍・労働承継の実務」（共著　新日本法規出版）　ほか

主　催　みずほ総合研究所
TEL 0120(737)132

会　場
東京　当社セミナールーム
東京都千代田区内幸町１－２－１（新橋駅５分、内幸町駅上）
大阪　北浜フォーラム
大阪市中央区北浜１－８－16（北浜駅上、淀屋橋駅７分）

参加費
★テキスト代・昼食代を含みます。不参加の場合も返戻はいたしません。

ゴールド会員(旧特別会員)	シルバー会員(旧普通会員)	左記会員以外
28,080円（うち消費税 2,080円）	30,240円（うち消費税 2,240円）	34,560円（うち消費税 2,560円）

お申込みはホームページからどうぞ
セミナー最新情報もご覧いただけます
みずほセミナー　検索　https://www.mizuhosemi.com

郵便でのお申込みは
〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-2-1
みずほ総合研究所 人材育成事業部（セミナー担当）

FAXでのお申込みは
0120(737)219

「給与計算に必須の時間外労働の集計、割増賃金の考え方と計算実務」参加申込書

参加を希望する日に○をおつけ下さい	東京 6/7	大阪 6/11
	19-10622	19-20607

住　所	〒		TEL FAX	
会社名	（フリガナ）		従業員数	□100名未満　□100～300名未満 □300～1,000名　□1,000名以上
参加者	（フリガナ） 所属	役職	氏名	東京・大阪　年齢満　才
	（フリガナ） 所属	役職	氏名	東京・大阪　年齢満　才
派遣責任者名	所属	役職	氏名	
請求書送付先	所属	役職	氏名	
連絡事項				

※ご記入いただいた個人情報の利用目的、ご参加要領に関しては裏面をご覧ください。　※同業の方のご参加はご遠慮ください。

（Web用）

0　1　2　3　4　5　6　7　8　9　10　11　12　13　14　15　16　17　18　19　20　21　22　23　24　25

講義内容

1 給与計算とは
（1）給与計算の基礎
（2）給与計算をはじめる前に

2 給与として支給するもの、控除するもの
（1）給与支払いの５原則とは
（2）給与から控除できるもの
（3）給与計算において労使協定が必要なものとは？

3 帳票
（1）賃金台帳に記載しなければならないものとは？
（2）個別明細を web 明細に行う際の注意点

4 労働時間、時間外労働、休日労働とは
（1）労働時間とは？
（2）労働時間にも様々な種類がある
①変形労働時間制とは？　②フレックスタイム制とは？　③裁量労働制とは？
（3）時間外労働、休日労働、深夜労働の違いとは？
（4）１週間の起算日はいつか？
（5）所定超時間外労働と法定超時間外労働の違いとは？
（6）月60時間を超える時間外労働となる時間とは？
（7）所定休日と法定休日の違いとは？
（8）変形休日とは？
（9）振替休日と代休の違いとは？
(10)【事例研究】特別条項の月100時間未満の集計実務
(11)【事例研究】特別条項の２～６ヵ月平均の80時間以内の集計実務

5 勤怠の集計
（1）勤怠の集計方法はどのようなものがあるか
（2）時間外労働、休日労働、深夜労働の時間数の端数処理は？

6 割増賃金単価
（1）割増賃金に含めるもの、含めないもの
（2）割増賃金の単価を算出する分母の考え方
（3）年俸制の賞与額は割増賃金の単価に含めるのか？
（4）皆勤手当の割増賃金の単価計算は？
（5）歩合制の割増賃金を計算してみよう

7【実習】／【事例検証】
（1）週の途中に祝日があった場合、割増賃金は発生するのか？
（2）年次有給休暇を取得した場合の割増賃金はどうなるのか？
（3）変形労働時間制で振替休日を行った場合の割増賃金
（4）トリプルチェックが必要、１ヵ月、１年単位の変形労働時間制の労働時間集計
（5）フレックスタイム制で清算期間を３ヵ月に延長した場合の割増賃金の考え方
（6）60時間超の時間外労働、所定休日を法定以上の割増率で支払っている場合は？
（7）60時間超の時間外労働、法定休日を振り替えた場合の取扱いは？
（8）【実習】年次有給休暇・振替休日を取得、60時間超えの時間外労働をしている正社員Ａさんの１ヵ月の勤怠の集計と割増賃金を計算してみよう

8 日割計算、欠勤控除、遅刻早退控除
（1）日割計算方法
（2）欠勤控除の計算方法
（3）欠勤控除方法で気をつけることとは？
（4）遅刻早退時の計算方法
（5）計算の分子となる手当と割増賃金単価の計算対象の違い

9 まとめ
（1）未払い賃金を生じさせないために
（2）給与計算にはチェックシートが欠かせない
（3）給与計算の心構え

実習があります。電卓をお持ちください。

※プログラムの無断転用はお断りいたします。

内容等に関するお問い合わせ先　TEL 0120(737)132

・事前にご質問がございましたら、下欄にご記入ください。当日講師よりお答えいたします。

ご参加要領

① ホームページから簡単にお申込みができますので、是非ご利用ください。折り返し、電子メールにて参加証と請求書をお送りします。
書面にてお申込みの場合は表面申込書にご記入の上、当研究所あて郵便またはファクシミリでご送付ください。
折り返し、郵送にて参加証と請求書をお送りします。
② ご参加費につきましては請求書記載の金額に基づき、セミナーの３営業日前までに下記の口座にお振込みください。
なお領収書の発行は省略させていただいております。
みずほ銀行　東京営業部　普通預金　No.２０３５８０２　ミズホソウゴウケンキユウシヨ（カ
③ 満員等によりお席をご用意できない場合は電話でご連絡申し上げます。
④ お取消の場合は開催日の前営業日17時までにお電話にてご連絡ください。参加費は全額ご返金いたします。なお、開催３営業日前までに参加費のお振込みがなかった場合でも、自動的にお取消とはなりません。前営業日17時までにご連絡が無かった場合はお席をご用意している関係上、参加費全額をご負担いただきますのでご留意ください。
⑤ 反社会的勢力と判明した場合には、セミナーへの出席をお断りいたします。
⑥ セミナー内容の録音・パソコン類のご使用はご遠慮願います。
⑦ 駐車場はございませんので、車でのお越しはご遠慮ください。
⑧ 車椅子のご利用等、お体が不自由でお席についてご相談のあるお客さまは、事前にご連絡をお願いいたします。
⑨ 諸般の事情により開催を中止させていただく場合がございます。

個人情報の利用目的

① 商品やサービス等のお申込の受付のため。
② 商品やサービス等のお取引における管理のため。
③ 商品やサービス等のご提供に必要なご案内・ご連絡・ご請求等を行うため。
④ ダイレクトメールの発送等、当社や提携会社等の商品やサービス等に関する各種ご提案・ご案内のため。
⑤ その他お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

みずほ総合研究所
セミナーのご案内はホームページでもご覧いただけます。 https://www.mizuhosemi.com

VEGETABLE OIL INK
FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C008111